

# 補助金（支給）規程

## （目的）

第1条 本協会に登録している選手等が、本協会の競技力向上と組織のレベルアップを図るため、本協会の代表として各種国際大会、全国大会及びこれらに類する競技会等（以下大会とする。）に参加又は出場するとき、その経費の一部を補助する場合の基準を定める。

## （補助対象の大会及び対象者等）

第2条 前条（第1条）でいう大会、対象者並びに補助金については、別表（補助金支給区分）のとおりとし予算の範囲内で交付するものとする。

## （補助制限等）

第3条 補助金の支給は、国民スポーツ大会以外、その年度内において一個人に対し2回までを限度とする。

## （補助金支給申請）

第4条 補助金の支給要件に該当した者(以下「申請者」とする。)は、国民スポーツ大会の監督及びリザーブ選手以外、様式で定める「大会参加に伴う補助金支給申請書」に必要事項を記載の上、該当大会開催日の14日前までに事務局に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、大会開催日の前日までに申請することができる。

- 2 国民スポーツ大会リザーブ選手への支給は、大会開催後に経費精算を行うこととし、旅費・宿泊費の領収書と引き換えとする。
- 3 国民スポーツ大会監督及びリザーブ選手への補助金支給は、申請を不要とする。

## （補助金支給決定）

第5条 本協会は、申請者から申請があった場合、理事長の確認を持って第2条で定めた基準に基づいて補助金を支給することを決定する。なお、支給結果については、理事会で報告するものとする。

- 2 補助金が支給された後の異議については、これを受け付けない。
- 3 補助金支給について異議が生じた場合、将来の補助金支給について理事会で逐次見直すこととする。

(取り消し及び返還)

第5条 本協会は、対象者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金支給決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) スポーツ競技者としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 大会出発以前の故障または突発的な事情等により、大会に参加・出場しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事会が不相当と認めたとき。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、財務委員会、事務局若しくは理事が発議し、理事会で議決する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月23日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年5月1日から施行する。(TRAⅠ種講習会の道内受講補助追加)
- 3 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(リザーブ監督派遣費追加、対象大会名変更)
- 4 この規程は、2025年6月16日から施行する。(リザーブ監督廃止、リザーブ選手旅費全額支給、全日本年齢別及び川崎オープン参加者への支給廃止)

## 別表

### 補助金支給区分

対象大会・講習	開催地	対象者	支給額	備考
国際大会	国外	選手	50,000 円	
	国内（道外）	選手	30,000 円	
	国内（道内）	選手	20,000 円	
国民スポーツ大会	道外	監督	20,000 円	*1 リザーブ選手の実費は旅費と宿泊費（要領収書）
		リザーブ選手	実 費	
		チームスタッフ	20,000 円	
	道内	監督	10,000 円	
		リザーブ選手	実 費	
全日本選手権	道外	選手	20,000 円	
	道内	選手	10,000 円	
全国トランポリン・シャトル競技大会	道外	選手	10,000 円	代表1チーム参加4名まで支給
TRA I 種講習会 (カテゴリーアップ含む)	道外	受講者	10,000 円	受講補助
		試験合格者	20,000 円	旅費等補助
	道内	受講者	5,000 円	受講補助

\*1 チームスタッフは自主的、あるいは北海道協会から依頼を受けて承諾した者が自己判断で参加することを前提とするため、旅費、宿泊費は支給しない。